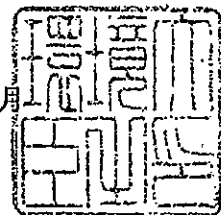




諮問第 310 号
環自国発第 110804001 号
平成 23 年 8 月 4 日

中央環境審議会会長
鈴木基之殿

環境大臣 江田 五月



三陸地域の自然公園等を活用した復興の考え方について（諮問）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、三陸地域の自然公園等を活用した復興の考え方について、貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

東日本大震災により、東北地方沿岸の自然公園については、自然環境が大規模に変化するとともに、公園事業施設等に対して甚大な被害が生じている。

東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ることを目的とした東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 3 条等に基づく「東日本大震災からの復興の基本方針」（7 月 29 日、東日本大震災復興対策本部決定）では、「陸中海岸国立公園などの既存の自然公園を再編し三陸復興国立公園（仮称）とし、防災上の配慮を行いつつ被災した公園施設の再整備や長距離海岸トレイルの新規整備を検討する。また、農林水産業と連携したエコツーリズムの推進など各種事業を行う」、「地域に根ざした自然との共生の知恵も生かしつつ、森・里・海の連環をとり戻すための自然の再生などによる自然共生社会を実現する」及び「津波の影響を受けた自然環境の現況調査と、経年変化状況のモニタリングを行う」ことが位置づけられた。

これらのことから、三陸地域の自然公園等を活用した復興の考え方について、貴審議会の意見を求めるものである。

環境基本法（平成五年十一月十九日法律第九十一号）（抄）

（中央環境審議会）

第四十一条 環境省に、中央環境審議会を置く。

2 中央環境審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境基本計画に関し、第十五条第三項に規定する事項を処理すること。

二 環境大臣又は関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。

三 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和三十五年法律第百三十九号）、自然環境保全法（昭和三十七年法律第八十五号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和三十八年法律第百五号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和三十八年法律第百十号）、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和三十八年法律第百十一号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）、生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 中央環境審議会は、前項に規定する事項に関し、環境大臣又は関係大臣に意見を述べることができる。

4 前二項に定めるもののほか、中央環境審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他中央環境審議会に関し必要な事項については、政令で定める。